

砥部町へ転入される方へ



転入届

砥部町に住み始めた日から 14 日以内に転入手続きにお越しください。

【必要なもの】

- ・転出証明書（転出届の際にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方は、転出証明書は交付されません。かわりにカードをお持ちください。）
- ・本人確認書類

1 点でよい書類	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード等
2 点必要な書類	資格確認書・年金手帳・介護保険証・社員証・学生証等

- ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

その他の関連する手続き（砥部町役場本庁）

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
町民課 戸籍住民係 ☎962-2026 (役場1階)	<input type="checkbox"/> 印鑑登録	登録を希望する本人が申請してください。 【登録する印鑑・本人確認書類のうち上記の1点でよい書類】 ※1点でよい本人確認書類がない場合や、代理人による手続きの場合は他の登録方法をご案内します。日数を要することもあります。ご了承ください。
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	新しい住所を記入し、継続して利用するための手続きをします。 (転入届提出日から90日以内) 【カード・暗証番号】
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	新しい住所を記入し、継続して利用するための手続きをします。 (転入届提出日から90日以内) 【カード・暗証番号】
	<input type="checkbox"/> 電子証明書	転出により機能が失効しています。今後も利用される方は申請してください。 【マイナンバーカード・暗証番号】
町民課 環境衛生係 ☎962-7446 (役場1階)	<input type="checkbox"/> 飼い犬	飼い犬の登録住所の変更手続きが必要です。 【犬の鑑札】
税務課 町民税係 ☎962-2061 (役場1階)	<input type="checkbox"/> 125 cc以下のバイク	引き続き使用するための手続きが必要です。 【①ナンバープレートを返却している原付バイクの場合：廃車証明書、本人確認書類／②ナンバープレートを返却していない原付バイクの場合：ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類】
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057 (役場1階)	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	・社会保険等に加入していない方は手続きをしてください。前年(前々年)の収入・所得により保険税を計算しますので申告が必要です。 ・学生や施設・病院等に入所・入院する方は、前住所地の国民健康保険となる場合があります。 ・保険税のお支払いで口座振替を希望される場合は手続きが必要です。 【口座のわかるもの・通帳届出印】
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	・新しい住所の資格確認書は後日郵送します。限度額適用認定証等をお持ちの場合は資格確認書に併せて郵送します。 ・県外からの転入の場合、65歳以上75歳未満の後期高齢者医療に加入されていた方で引き続き加入を希望される場合は手続きが必要です。 【負担区分等証明書(県外から転入の方)・身体障害者手帳・療育手帳】 ・施設・病院に入所・入院する場合はお知らせください。
	<input type="checkbox"/> 国民年金	・国民年金(1号)被保険者は手続きはありません。納付書はそのままお使いください。口座振替は継続されます。 ・厚生年金(2号)被保険者・厚生年金の被扶養配偶者(3号)は、勤務先で手続きをしてください。 ・年金受給者は、住所変更が必要な場合があります。 ・勤め先を退職した場合は国民年金(1号)への切り替え手続きが必要です。 【厚生年金資格喪失日がわかるもの・基礎年金番号がわかるもの】
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療	次のいずれかに該当する方を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 ①身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ②療育手帳A級をお持ちの方 ③療育手帳B級(中度)と身体障害者手帳をお持ちの方 【身体障害者手帳・療育手帳・健康保険の資格のわかるもの】

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057 (役場1階)	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭で、所得税非課税の世帯を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 【課税(非課税)証明書・在学証明書(20歳以上の場合)・健康保険の資格のわかるもの・マイナンバーのわかるもの】
	<input type="checkbox"/> 子ども医療(高校生以下)	18歳到達年度末までの子どもを対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。【保険証】
介護福祉課 障がい福祉係 ☎962-7255 (役場1階)	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	住所変更の手続きが必要です。 【手帳】
	<input type="checkbox"/> 療育手帳	
介護福祉課 介護保険係 ☎962-7255 (役場1階)	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	・住所変更の手続きが必要です。 【精神障害者保健福祉手帳】 ・県外からの転入の場合は新しい手帳を作成します。顔写真の添付を希望される場合は1年以内に撮影した縦4.0cm横3.0cmの写真もご用意ください。
	<input type="checkbox"/> 介護保険	・被保険者証、負担割合証については転入届受付後、お渡しします。 ・前住所地で要介護・要支援の認定を受けていた方は、砥部町に住んだ日から14日以内に介護保険引継認定の手続きをしてください。 【前住所地の介護保険受給資格証明書・65歳未満の場合は健康保険証】 ・前住所地で負担限度額認定証をお持ちの方で、引き続き認定を受けたい方は、申請が必要です。
上下水道課 下水道管理係 ☎962-6363 (役場1階)	<input type="checkbox"/> 公共下水道(麻生方面) <input type="checkbox"/> 農業集落排水(総津、玉谷、大内野)	手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。
上下水道課 水道管理係 ☎962-7001 (役場1階)	<input type="checkbox"/> 水道	・戸建てであれば使用の手続きが必要です。 ・集合住宅に入居される場合も、手続きが必要なことがあります。 【口座のわかるもの・通帳届出印】
上下水道課 下水道管理係 ☎962-6363 (役場1階)	<input type="checkbox"/> 浄化槽町有施設	手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

その他の関連する手続き(砥部町中央公民館)

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
子育て支援課 子育て支援センター係 ☎907-5665 (中央公民館1階)	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	お持ちのものをそのままお使いください。
	<input type="checkbox"/> 予防接種手帳	従前の市町村で交付されたものをお持ちください。使用していない分を砥部町のものとの交換します。
	<input type="checkbox"/> 妊婦一般健康診査受診券	※乳児一般健康診査票は満1歳まで、予防接種手帳は7歳6ヶ月までのお子さんについて交換が必要です。
	<input type="checkbox"/> 乳児一般健康診査受診券	【母子健康手帳】
子育て支援課 保育幼稚園係 ☎962-6171 (中央公民館1階)	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園等に入所する児童の保護者	転入手続きの後、入所・入園手続きに子育て支援課までお越しください。
子育て支援課 子ども福祉係 ☎962-6299 (中央公民館1階)	<input type="checkbox"/> 児童手当(公務員を除く)	・砥部町から支給するようになりますので、転入した日から15日以内に認定請求の手続きをお願いします。原則として、転出証明書の転出予定月分までは前住所地から支給されます。 ・何らかの理由(単身赴任等)で児童と別世帯となった方はご相談ください。 【請求者名義の口座のわかるもの・マイナンバーのわかるものなど】
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	・前住所地でも受給していた場合は住所変更の手続きが必要です。 ・今回の住所変更に伴い、新規で申請する場合はご相談ください。 【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の通帳・請求者と児童のマイナンバーのわかるものなど】 ※状況により必要書類が増える場合があります
	<input type="checkbox"/> 子育て用品引換券	お子さまの満1歳のお誕生日の前月までの月数に3,000円をかけた金額の「子育て用品引換券」を交付します。子育て用品の購入にご利用いただけます。 【身分を証明するもの】
	<input type="checkbox"/> 愛顔の子育て応援券	愛媛県外から転入した世帯の第2子以降のお子さまが0歳の場合または愛媛県内の前住所地で発行された期限内未使用券がある場合に交付します。特定ブランドのおむつ購入にご利用いただけます。 【母子手帳】
学校教育課 ☎962-4820 (中央公民館2階)	<input type="checkbox"/> 町立小中学生の保護者	転入手続きの後、入学手続きに学校教育課までお越しください。その後、指定の学校に就学通知書(学校用)と転校の書類(在学証明書、教科書給与証明書)を提出してください。

令和6年4月1日現在

